

令和3年7月1日から、スマートフォン（電子決済）で「いつでも」「どこでも」市税や保険料などが簡単に納付できるようになります。

次の電子決済（バーコード決済）アプリが使用できます。



YOKA! Pay (福岡銀行のみ)

▼スマートフォンなどでの電子決済（バーコード決済）とは

スマートフォンなどのモバイル端末を用いた電子決済で、対応するアプリから納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、あらかじめチャージされた残高や金融機関口座からお支払いできるサービスです。手数料はかかりません。

▼対応する電子決済アプリをインストールする必要があります

アプリのインストールやご利用にかかる通信料は、利用者の負担となります。

電子決済での支払方法は各社のホームページなどでご確認ください。

▼電子決済での納付は、領収書が発行されません

領収書が必要なときには、金融機関窓口またはコンビニエンスストアなどの窓口でお支払いください。

▼取り扱いできない場合

お支払い金額が30万円（au PAYは25万円、YOKA! Payは10万円）を超えている場合、コンビニ使用期限が過ぎている、汚れなどでバーコードが読み取れないときはお取り扱いできません。

《電子決済で納付できる税金や料金など》

| 税目・各種料金など | | 収納担当 |
|--------------|-------------|---|
| 市税 | 市道民税（個人） | 納税課納税係 ☎(24)0169 FAX(23)6700 |
| | 固定資産税・都市計画税 | |
| | 軽自動車税（種別割） | |
| 国民健康保険料 | | 国保医療課収納係 ☎(24)0287 |
| 後期高齢者医療保険料 | | FAX(23)6700 |
| 介護保険料 | | 高齢者支援課介護保険係 ☎(24)0297 FAX(23)6700 |
| 保育所保護者負担金 | | こども政策課保育係 ☎(24)0340 FAX(23)6700 |
| へき地保育所保護者負担金 | | |
| 学童クラブ保護者負担金 | | |
| 市営住宅使用料 | | 市営住宅窓口センター ☎0800(800)1945 FAX(40)8400 |
| 市営住宅駐車場使用料 | | |

第18回



新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない状態が続いており、町内会の夏祭りや花火大会など、地域の皆が毎年楽しみにしている行事も開催が難しい状況が続いています。

一方で、ごみステーションの管理や防犯灯の管理など、コロナ禍でも必要な町内会活動はあります。

市は、新型コロナウイルス感染症の感染・拡大防止対策と地域活動の両立を図るための基本的な考え方を示す「千歳市地域活動ガイドライン」を作成し、すべての町内会に配布しています。

ガイドラインでは、基本的な感染症対策や具体的な取組事例などを掲載しているほか、感染症対



地域活動
ガイドライン
ご活用ください！



《ガイドライン掲載ページ》

策テックリストや参加者名簿のひな型など、実際の町内会活動で使える様式も掲載しています。

このガイドラインを参考に、地域の実状に合わせて、地域活動の必要性和活動する上での感染症対策についてご検討いただき、コロナ禍でも安心して町内の皆さんが参加できる町内会活動を行ってください。

ガイドラインは千歳市のホームページに掲載していますので、ぜひご活用ください。

